

令和8年7月27日招集

令和8年 第7回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和8年第7回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和8年第7回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和8年7月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番 清野 周 治	2番 元 木 太 志	3番 大 江 弘 哉
4番 留 場 美 佐	5番 仲 野 孝 藏	6番 山 科 幸 子
7番 永 瀬 清 一	8番 石 山 一 穂	9番 栗 原 洋 幸
10番 芦 野 繁 美	11番 阿 部 昇	12番 寒 河 江 一 浩
13番 大 江 正 好	14番 加 藤 友 英	15番 中 谷 裕
16番 高 橋 浩 一	17番 東 海 林 光 輝	18番 門 脇 功
19番 菅 原 繁 治		

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報第12号 農地の転用の制限の例外確認申請について

第5 報第13号 農地賃貸借契約の合意解約について

第6 議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第7 議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第8 議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議第30号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

第10 農地あっせん委員会の報告

第11 農地転用委員会の報告

第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 石 川 健 吾

農政主査兼農政係長 高 橋 範 一

農地主査兼農地係長 後 藤 美 智 子

主任 小 山 田 ル ミ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

ただいまから令和8年第7回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員はおりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

10番芦野繁美委員、11番阿部昇委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第6回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第12号農地の転用の制限の例外確認申請についてから、日程第9、議第30号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画についてまでの2報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。石川事務局長、お願いします。

【石川事務局長】

令和8年第7回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお願いします。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は4件です。

報第12号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。2頁をお願いします。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号3番 転用しようとする土地の表示。土地の所在：宮崎三丁目●●●●。地目：畑、面積：511㎡の内7.22㎡。土地所有者：●●●●。申請者住所氏名：東根市宮崎三丁目

●●●● ●●●●。転用の理由：無人販売所を設置する。所要面積：無人販売所7.22㎡です。

以下、受付番号4番から6番までの3申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。3頁をお願いします。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は2件です。

報第13号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号79番 土地の所在：中央西●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：493㎡。賃貸人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市中央西●●●● ●●●●。解約後の利用：第三者に賃貸借です。

以下、受付番号80番の1申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。5頁をお願いします。

今月の農地法第3条の許可申請は4件です。

議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。6頁をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号142番 土地の所在：六田一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：327㎡。譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足 経営面積：3a。譲受人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●。事由：新規就農です。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。7頁をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号143番 土地の所在：大字東根元東根字関沢●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,105㎡。貸人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：15a。借人住所氏名：東根市六田二丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：790aです。

以下、受付番号144番の1申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。8頁をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号145番 土地の所在：中央西●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：493㎡。貸人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●● ●●●●●。事由：労力不足、経営面積：3a。借人住所氏名：東根市六田一丁目●●●●● ●●●●●。事由：新規就農です。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。9頁をお願いします。

今月の農地法第4条の許可申請は1件です。

議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。10頁をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請関係

受付番号4番 土地の所在：大字蟹沢字熊の堂●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：123㎡。申請人住所氏名：山形市北山形一丁目●●●●● ●●●●● 職業：●●●●●。転用後の主要目的：駐車場、通路他、所要面積計：123㎡。

農地法第4条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。11頁をお願いします。

今月の農地法第5条の許可申請は7件です。

議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。12頁をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号17番 土地の所在：大字東根元東根字一本木●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：964㎡他1筆。譲渡人住所氏名：村山市楯岡二日町●●●●● ●●●●●。譲受人住所氏名：西村山郡河北町大字溝延128番地 株式会社たかき 代表取締役 森山一茂。職業：小売業。転用後の主要目的：店舗、駐車場、駐輪場、通路他、所要面積計：5,514.47㎡です。

以下、受付番号18番から14頁の23番までの6申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。15頁をお願いします。

ただいま説明しました農地法第4条許可、第5条許可、及び例外確認の申請箇所を示す位置図となります。ご参考になさってください。16頁をお願いします。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は1計画です。

議第30号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。17頁をお願いします。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転

番号1番 土地の所在：大字野田字家の下●●●●。現況地目：田、認定面積：1,443㎡。
譲受人住所氏名：東根市大字野田●●●● ●●●●。譲渡人住所氏名：東根市大字野田●●●● ●●●●。対価：140,000円（総価）です。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告2件と案件4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に日程第10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長。

【12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長】

はい、12番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を7月22日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請1件、賃貸借権設定の許可申請2件、使用貸借権設定の許可申請1件、合計4件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る7月16日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが、受付番号142番の申請事由は新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号143番の申請事由は経営規模拡大となります。受付番号144番の申請事由は新規就農となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号145番の申請事由は新規就農となりますが、所有権移転の受付番号142番と同一人であります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏ほか1名の聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画等については問題ないことを確認したところです。

いずれの案件につきましても、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

7番永瀬清一農地転用委員会委員長。

【7番永瀬清一農地転用委員会委員長】

はい、7番永瀬です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を7月22日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条による許可申請7件についてです。

転用許可申請関係案件については、去る7月16日実施の当番委員及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条申請についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号4番については、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域内の農地であることから、第3種農地となりますが、貸家用駐車場を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(a)」に該当

次に、農地法第5条についての農地区分、及び立地基準の判断ですが、受付番号17番から20番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第3種農地となりますが、受付番号17番は店舗を、受付番号18番、及び19番は一般住宅を、受付番号20番は駐車場を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当

受付番号21番については、農地の規模が10ha以上の区域にあるため第1種農地となりますが、既存施設の敷地面積の2分の1を超えない範囲で駐車場を整備するものです。

農地区分(第1種農地)「第2の1の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第1種農地)「第2の1の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

受付番号22番については、市街地化が見込まれる区域内にある農地で、さくらんぼ東根駅を中心とする半径500mから最大1kmまでの区域内宅地率が、40%となる区域内にある農地であることから、第2種農地となりますが、資材置場を整備するものです。

農地区分(第2種農地)「第2の1の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第2種農地)「第2の1の(1)のオの(イ) b」に該当

受付番号23番については、市街地化傾向が著しい区域内の農地で、街区に占める宅地面積割合が40%を超えていることから第3種農地となりますが、建築条件付き売買予定地を整備するものです。

農地区分(第3種農地)「第2の1の(1)のエの(ア) b (b)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に日程第12、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時30分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。

最初に東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【15番中谷裕委員】

15番中谷です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第27号については、新規就農、及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしているとの認め、許可することの意見の一致をみました。

議第29号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17番東海林光輝委員】

17番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第27号については新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしているとの認め、許可することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【16番高橋浩一委員】

16番高橋です。大富・小田島・長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第28号、及び議第29号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第30号については、地域の中心となる担い手等に所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第12号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第13号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは初めに、議第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたします。

お諮りいたします。

議第27号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第27号については許可することに決しました。

次に、議第28号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、以上2案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第28号、及び議第29号について、農地転用委員会及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第28号、及び議第29号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第30号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、お諮りいたします。

議第30号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第30号については決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第7回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦
労様でした。

午前 10 時 38 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長 菅原 繁治

議事録署名委員 芦野 繁美

議事録署名委員 阿部 昇